平成２３年（フ）第５１７号
大阪府松原市田井城２丁目189番地の５
債務者　笠原　真治
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
堺市東区西野183番地11、前住所堺市東区西野160番地11
債務者　田川　忠義
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
大阪府松原市河合２丁目６番22号
債務者　酒井実加子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
堺市南区原山台５丁１番５―812号
債務者　迫田　政秋
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
大阪府藤井寺市林５丁目１番２号、前住所大阪府藤井寺市古室２丁目３番44号
債務者　植松　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
沖縄県那覇市壺川１丁目11番地１壺川東改良市営住宅Ａ４―104
債務者　武田美代子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４１号
沖縄県那覇市長田１丁目23番12号グランドハイムはなぐすく205
債務者　當眞　経子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４５号
沖縄県那覇市小禄４丁目５番地11コーポみなみ402
債務者　棚原　和江
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５２号
沖縄県那覇市字上之屋370番地　県営上之屋市街地住宅909
債務者　田仲　康範
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目48番地わかば荘302
債務者　岩田　典子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９号
北海道室蘭市高砂町２丁目31番23―403号
債務者　安藤　浩美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
北海道伊達市弄月町42番地51
債務者　河岸富美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
新潟県上越市南高田町１番２号
債務者　本間　五郎
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２８号
新潟県上越市柿崎区柿崎7262番地の１
債務者　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２６０号
大阪府泉佐野市上町３丁目１番14号
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
大阪府和泉市光明台３丁目７番28―302号
債務者　中林　勝子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
大阪府阪南市舞３丁目17番４号
債務者　濵崎　哲郎
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
大阪府泉佐野市上瓦屋640番地の８
債務者　松裏　功三
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係